

グローバル人材育成センター埼玉運営協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、グローバル人材育成センター埼玉運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、大学、産業界及び行政が一体となって、海外留学を主とした海外経験を持つ若者及び外国人留学生の両者を対象に、世界を舞台に活躍することができるグローバル人材を育成するとともに、埼玉県との強い絆を保ちながら、その活躍を促すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) グローバル人材育成センター埼玉（英字名：Saitama Center for Go Global Students、略称：Go Global Saitama - GGS）（以下「センター」という）が主催する事業の協議
- (2) その他目的達成のために、必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次条の規定による入会の申込をした次の会員をもって構成する。

- (1) 大学会員 県内大学等
- (2) 経済団体会員 県内経済団体
- (3) 行政会員 県内行政機関等

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費規程の定めるところによって会費を支払わなければならない。但し、別に定める会員については、会費を免除することができる。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。
2 会員は、第27条に規定する会計年度の途中において退会したときも、当該年度の会費を支払わなければならない。

第3章 法人賛助会員

(定義)

第8条 法人賛助会員は、本会に賛同しグローバル人材育成センター埼玉の維持運営並びに事業の遂行に協力する県内企業（以下「法人賛助会員」という。）とする。

(入会)

第9条 新たに法人賛助会員となるには、別に定める入会申込書（様式第2号）を提出するものとする。

(会費)

第10条 法人賛助会員は、別に定める会費規程の定めるところによって会費を支払わなければならない。

(特典)

第11条 法人賛助会員には、センターのホームページでのPRなどの特典を付与する。

第4章 役員

(役員)

第12条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、埼玉県県民生活部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、協議会の互選により選出する。

(役員職務)

第13条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序に従って会長の職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、会員（大学会員、経済団体会員、行政会員）をもって構成する。

(機能)

第15条 総会は、以下について協議を行う。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 会則の変更又は廃止
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(開催)

第16条 総会は、年1回以上、会長の招集により開催する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

第6章 幹事会

(設置)

第19条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、別表に掲げる会員団体の長が推薦する。

(幹事長)

第20条 幹事長は、埼玉県県民生活部国際課長をもって充てる。

(機能)

第21条 幹事会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で了承された事項の執行に関する事項
- (3) その他必要事項

(開催)

第22条 幹事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 幹事長が必要と認めたとき。
- (2) 幹事会構成員3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(議長等)

第23条 幹事会の議長及び定足数については、第17条及び第18条を準用し、両条における総会を幹事会に、会長を幹事長に、会員を幹事会構成員に読み替えるものとする。

第7章 事務局

(設置)

第24条 協議会の事務局は、公益財団法人埼玉県国際交流協会内に置く。

第8章 会計

(事業計画及び予算)

第25条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、当該年度開始前に総会で協議しなければならない。

(事業報告書等)

第26条 協議会の事業報告書並びに収支計算書は、会長が作成し年度終了後2か月以内に、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第28条 この会則は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第29条 協議会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会における会員総数の4分の3以上の議決

(2) 法人化

2 協議会の解散の場合における残余財産の処分方法は、総会の決議をもってこれを定める。

第10章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年4月17日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第27条の規定に関わらず協議会設立の日から平成26年3月31日までとする。